

堺市東京事務所インターンシップ実施要領

この要領は、堺市東京事務所インターンシップへの参加を希望する学生に向けて、守っていただく必要がある事項を記載したものです。

事前にご確認いただき、十分理解した上でお申し込みください。

1. 堺市東京事務所インターンシップへの申込要件

以下の事項をすべて満たす方のみ申し込いただけます。

- ・大学、短期大学または大学院に在学中の者
- ・堺市役所の仕事に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思がある者
- ・以下に定める事項について同意できる者

①堺市東京事務所はインターンシップに伴う一切の経済的負担は行わない。

②インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない

③インターンシップ生は、堺市職員としての身分を有しない。

④インターンシップ生は、実習時間中、堺市職員が遵守すべき法令、条例、並びに堺市東京事務所長、インターンシップ生の指導、監督等を担当する職員の指導、指示等に従わなければならない。

⑤インターンシップ生は、堺市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

⑥インターンシップ生は、実習により知りえた情報（公開されているものを除く）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

⑦インターンシップ生が、故意又は過失により上記④～⑥の規定に反する行為を行ったときは、インターンシップ生はこれにより堺市及び被害を受けた第三者に対して責任を負わなければならない。

⑧インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ堺市東京事務所にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに堺市東京事務所にその旨連絡しなければならない。

⑨インターンシップ生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2. 実習期間(日数・時間)について

なるべく希望に沿うよう期間を決定しますが、業務の都合上、日程変更をお願いする場合があります。必ずしも希望する日程で実施できるとは限りません。

3. 参加決定後にお願いしたいこと

- ・参加決定した方には、別途、実習に当たって遵守すべき事項についての「誓約書」をメールでお送りしますので、印刷して自署で氏名を記入し、実習初日に提出してください。

- ・実習中に生じた事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、加入者証等のコピーをPDFファイル、または写真で撮影して、別途お知らせする方法により提出してください。

大学等によっては、事務局で保険のあっせん等を行っている場合がありますので、不明な場合は大学等に問い合わせてください。

- ・参加決定した方には、実習前日までに堺市東京事務所インターンシップに関するオリエンテーションの資料を閲読していただきます。

- ・やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、速やかに堺市東京事務所(03-5276-2183)までご連絡ください。